

第 1 8 回小浜市農業委員会議事録
(縦覧用)

と き 令和6年11月26日(火)午後4時00分

ところ 小浜市役所3階302会議室

出席委員

1 番 岡田昌樹	2 番 早俊夫	3 番 福永信明
	5 番 河嶋幸男	
7 番 東清俊	8 番 内田篤宏	9 番 岡本康次
10 番 松尾志信		

欠席委員

4 番 赤尾裕子		6 番 和田千代

遅刻委員

出席 事務局 藤本課長、山崎、田中、荒木

令和6年11月26日（火）午後4時00分小浜市役所3階302会議室において、第18回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

- 議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第69号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第70号 現況証明申請について
- 議案第71号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第72号 小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

- 報告第21号 電気事業者が設置する施設等について
- 報告第22号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

【議長】ただいまより第18回小浜市農業委員会を開催いたします。

(会長あいさつ)

それでは、事務局より報告をお願いします。

<事務局長より11月の農業委員会関係活動報告を行う>

【議長】次に今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として7番東委員、9番岡本委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、5番河嶋委員、8番内田委員でした。

それでは、『議案第68号農地法第3条の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それでは、ご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第68号農地法第3条の規定による許可申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、『議案第69号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それでは、ご審議願います。

【2番委員】No.3の内容はいわくつきの土地の一面ではないかと思うんですけど、こういう申請というのは過去の経過を見たときにここは許可してもいいのかどうか。

【1番委員】同感でして、平成29年のときに、この一面を全部嵩上げされたんですけど、当然、畑にするということで田んぼから畑にしたんですけど、今の写真を見せていただくと確かに管理はされているけれど耕作をされているようには見受けられないんです。当時の農業委員会で随分、議論をしましたし、農業委員で現地も見ましたし、これだけの農地を畑にして全部管理できるのかという議論もしてきた中で、この現状の農地の転用を許してしまうと残ったところ全部同じように、なし崩し的に転用がかかってしまうのではないかなというのが危惧されるので、その中身をみんなで認識をし直した上で審議にあたっていただけるといいかなと思います。

【8番委員】申請地からすぐ近くのところに新しい家が建っている。

【事務局】今回の申請地、写真左側に写っているのが〇〇さんの持っている資材置き場と倉庫になっていますし、右側にも住宅が建っています。この住宅については、大分古い過

去に、昭和のころに転用されたところに家が建っているものなので、今回のこととは関係がないところです。

【議長】 当時は田畑転換というのは今みたいに一時転用許可ではなかったんです。ただ、規模が大きいということで審議したわけなんですけど、ここについては当初はネギを植えるという話だったんです。ここに土砂を搬入したのは、発電所から出てきた残土がたくさん出てきたのでここに入れたんですが、問題は道路・水路は下なんです。農地の部分だけ嵩上げしてしまった、というような状況の場所なんです。元々の田んぼもかなりの湿田で耕作放棄地だった田んぼでもあったので嵩上げしてつくりやすい農地になればいいなと我々も思ってたんですけど、実際見てみるとほぼ耕作放棄地状態になってしまっているというのが現状です。これはここの地域の人たちみんなを出してきた案件なんですけど。

【8番委員】 この区画だけはきれいにしてありました。他は荒れていましたが。

【事務局】 ○○さんは前から資材置き場が欲しかったということで今持っている資材置き場を拡張する形で欲しかったんですけど、農業委員会としてはここは経緯のあるところだから転用は慎重にというふう以前から話をさせてもらっていたんです。だったら、いつになったらできるのかという話になりまして、事務局でも弁護士に相談するなりいろいろ確認しますと、転用の申請があった場合それを受理しないというのは法律違反だからしてはいけないということでした。それと合わせて、農業委員会としてできることは意見を付すことはできるけど、そこが農地である以上は、申請者の利用計画が適正でない認められるものでない限りは、転用してはいけないというのは言えないんじゃないかという話になりました。土地の経緯は○○さんに関係のないことでありまして、そこを耕作していないのは地権者の責任であるんですけど、これまで「耕作する」という約束で土砂を入れて嵩上げしましたが、今は耕作できていない状況で地権者も困っているし、農業委員会としてもこの状況のまま放置しておくのはよくないと思っていますところ。耕作するのは難しいとは地権者の皆さん言われていたので、耕作しなさいというのは年数が経つにつれ難しくなってきたので、せめて維持管理だけはしていただきたいと事務局として思っています。今回の申請地は嵩上げしてからは毎年草刈りだけはされているところではあるんですけど、○○さんのもっている資材置き場のもうひとつ隣接する場所地番○がありまして、拡張したいという思いがあってもここを転用したいんだったら、正直、○○さんからすると関係ないことではあるんですけど、維持管理について協力してもらえないかという話はさせてもらいました。転用する以上はそこが農地であるという前提条件があるので、何も耕作されていなくて大荒れになっている状態だとなかなか農地というのが言い辛くなってるので、継続的に維持管理されていたら農地と言えるのではないかということで協力してもらえないかという話はさせてもらいました。今回は地番○のところではなくて地番○・○が申請出てきたんですけど、去年、お話をさせてもらった2、3か月後に現地を見にいったときは地番○○についても、今までは草がぼうぼうだったんですけど、草刈りがされていて協力していただいたというのは見受けられました。地番○のことについては今回の申請とは関係ないんですけど、それだけ○○さんは転用して利用したいという思いがあったんだなと感じることはできました。

【1番委員】わかりました。平成29年の嵩上げがなければ条件は満たしていたんだなという事は理解できました。ただ、他のところも含めてなし崩しというのは当時の議論したことがないがしろになるのではないか。耕作するという念書もとっているんですよね。それが実行されなかった。

【3番委員】申請書に登記簿があると思いますが、仮登記はついているんですか。

【事務局】仮登記はついておりません。

【議長】他にご意見ないですか。ないようですので、原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第69号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。ただこれ、意見は付けることは出来ませんね。

【事務局】意見を付すことはできます。許可権者は県なので、農業委員会の意見を見て県がどう判断されるか分かりません。ただ今回の申請地は令和3年に現地確認したときはここに何か苗木が植わっているというのは見えています。他の農地は結構ぼうぼうですけど、ここは農地として利用する意識があるんだと確認したのは覚えています。遊休農地にはなっていませんでした。

【議長】この場所に関してはそれでいいのかなと思います。

【1番委員】管理したらいいというのは、それでいいのかということも議論しておくべきだと思います。1年間草刈りして守りしてもらったら今後ほかのも全部認めていくのか。

【事務局】事務局から言わせてもらったのはあくまで転用したい〇〇さんに対しては協力をお願いするという形で、せめて1年以上は継続した維持管理をお願いしたいというお話はさせてもらいました。そしたら転用認めるとかそこまでは言ってないです。

【1番委員】当時のことを思うと情けないなと思います。

【議長】盛り土すること。盛り土したあとがよくなかった。作土も少なかつたし、ガラガラだったし、施工も悪かったというのがあるんです。今後のことにつきましては議論しないといけないところが出てくるかもしれません。

【議長】続きまして、『議案第70号現況証明申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それではご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第70号現況証明申請について』は、原案どおり決定さ

せていただきます。

続きまして『議案第71号農用地利用集積計画の承認について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】それではご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、承認することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第71号農用地利用集積計画の承認について』は、原案どおり承認とさせていただきます。

続きまして『議案第72号小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について』を上程いたします。なお、〇〇にかかる〇番委員に関連する内容が含まれているため、「小浜市農業委員会会議規則」第11条の規定により、当事者は議事に参与することはできないことになっております。〇番委員は審議前に退室をお願いします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】それでは〇番委員関連について審議を行いますので、〇番委員は退室してください。

<〇番委員退室>

【議長】それではご審議願います。

【9番委員】この経営面積というのは何を意味してるんですか。

【事務局】こちらの経営面積は農業委員会で把握している数値でありまして、自身が所有している農地と借受している農地を合わせた面積になります。

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、異議のない方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第72号小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について』の〇番委員関連については、原案どおり「異議なし」とさせていただきます。

〇番委員は入室してください。

<〇番委員入室>

【議長】それでは、残る内容についてご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、異議のない方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第72号小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について』は、原案どおり承認とさせていただきます。

続きまして、『報告第21号電気事業者が設置する施設等について』事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続きまして、『報告第22号相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について』事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】これですべての議案を終了しました。その他、何かございましたらお願いします。

【議長】また、農業委員、農地利用最適化推進委員より農地利用最適化推進活動報告があればお願いします。

【2番委員】20日に口名田地区の中井・相生地区において話し合いをさせていただきました。参加者は各区の農家組合長と耕作者計9名と事務局3名でした。各区から課題等だしていただきまして、それをまとめて皆さんに承認いただいて地域計画にしたいと思います。皆さんから熱心に課題と今後の取り組みについて話し合っていたいただきましたので、これを反映した目標地図、地域計画にしたいと思います。

<事務局より地域計画、目標地図の作成について進捗状況と今後の日程の報告>

<事務局事務連絡>

<事務局長来月の日程報告>

【議長】他にないようでしたら以上をもちまして、第18回農業委員会を終了させていただきます。